

10月からプラスチックの分別が変わる！ 「プラスチックの日」事前説明会

令和5年10月から、「製品プラスチック」のリサイクルを始めます。現在の「容器包装プラスチックの日」を「プラスチックの日」に変更し、容器包装プラスチックと合わせて一括回収します。これに伴い、事前説明会を開催します。

会場 左表のとおり
時間 区内在住の方各回50人程度
費用 無料
申し込み 当日直接会場へ
問い合わせ 清掃リサイクル課
 ☎(3647)9181
 FAX(5617)5737

日時	場所
7/3(月) 10:00~	江東区文化センター第1~3会議室(東陽4-11-3)
7/7(金) 18:00~	豊洲文化センター第2研修室(豊洲2-2-18豊洲シビックセンター8階)
7/11(火) 15:00~	東大島文化センター第1研修室(大島8-33-9)
7/14(金) 18:00~	総合区民センター第4・5会議室(大島4-5-1)
7/18(火) 10:00~	砂町文化センター第3・4会議室(北砂5-1-7)
7/21(金) 18:00~	亀戸文化センター第1・2研修室(亀戸2-19-1カメラプラザ5階)
7/25(火) 15:00~	森下文化センター第1・2研修室(森下3-12-17)
7/27(木) 15:00~	古石場文化センター第1・2研修室(古石場2-13-2)

江東区公式SNSで 区の魅力や行政情報を発信中 LINE・Twitter・Facebook・YouTube

区ではLINE・Twitter・Facebook・YouTubeの各公式SNSを開発しています。区政情報や区内で行われた事業・イベントの様子などを紹介するほか、緊急情報の取得手段としても役立ちます。ぜひご利用ください。

☎ 広報広聴課広報係 ☎3647-2299、FAX5634-7538

[LINE] 江東区 @city_koto		[Twitter] 江東区 @city_koto	
[Facebook] 江東区 @city.koto		[YouTube] 江東区公式チャンネル	

高齢者の猛暑一時休憩所

熱中症にかかりやすい季節になりました。特に高齢の方が、暑さを我慢することは大変危険です。

高齢の方を対象に7月1日(土)から9月30日(土)まで、左記の施設を「猛暑一時休憩所」として活用します。猛暑時の一時的な休憩所として、熱中症の予防策としてご利用ください。

また、本格的な暑さ到来の前に自宅のエアコンが正常に稼働するかどうか、ご確認ください。

施設名	住所	電話番号
古石場福祉会館	古石場1-11-11	3641-9531
千田福祉会館	千田21-18	3647-0108
東陽福祉会館	東陽6-2-17	3647-8180
亀戸福祉会館	亀戸1-24-6	3685-8208
大島福祉会館	大島4-5-1	3637-2581
東砂福祉会館	東砂7-15-3	3646-0461
深川ふれあいセンター	平野1-2-3	3643-1902
森下ふれあいセンター	森下5-11-1	5624-6030
城東ふれあいセンター	北砂4-20-12	3640-8651
電戸ふれあいセンター	電戸9-33-2-101	5609-8822
グランチャ東雲	東雲1-9-46	5548-1992
休館中 塩浜福祉会館	塩浜2-5-20	-

※利用できる時間は各施設の開館時間に準じます。

救急サポート事業

「高齢者あんしん情報キット」

かかりつけ医や服薬内容、緊急連絡先等の情報を入れることができる「高齢者あんしん情報キット」を配布します。すでにお持ちの方はキット内の情報シートを随時更新をおすすめします。

「65歳以上の方」無料

☎ 長寿応援課地域支え合い係 (区役所3階8番) または各長寿サポートセンター、各福祉会館

窓口で

「高齢者救急通報システム」緊急時にボタンやペンダントを押すと警備会社へ自動的に通報できる装置を設置します(本体装置・通報用ペンダント以外に、火災・ガス・生活リズムセンサーも設置)。かけつけた警備員が119番通報を行います。自宅の鍵を警備会社に預けます。※身体介護・防犯目的ではご利用できません。

☎ 65歳以上の一人暮らし、または世帯全員が65歳以上で、身体上の慢性疾患がある等、常時注意を要する状態にある方※同居者の就労等により、日中(夜間)長時間ひとりになる方もご相談ください。☎ 利用者負担月額1,500円※住民税非課税者は750円、生活保護受給者等は利用者負担免除

☎ 長寿応援課地域支え合い係 または各長寿サポートセンター窓口で

長寿サポートセンター

熱中症予防のための訪問
長寿サポートセンターでは、夏季期間中に単身高齢者などの自宅を訪問し、熱中症予防の注意喚起を行っています。

☎ 地域ケア推進課包括推進係 (3647)9606
☎ (3647)3165
FAX(3647)3165

電動キックボードの交通ルール

7月1日から変更 特定(特例特定)小型 原動機付自転車新設

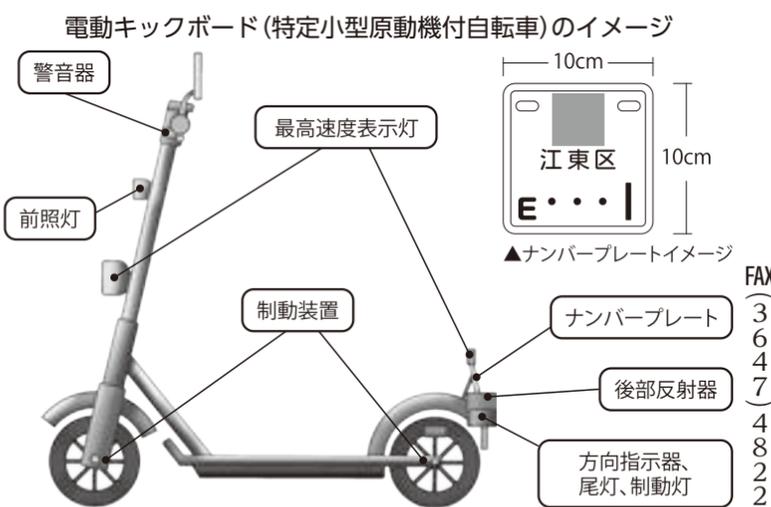
改正道路交通法の施行により、令和5年7月1日以降、速度制限などの一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車の車両区分となり、運転免許が不要となるなど新たな交通ルールが適用されます。主なルールは左表のとおりです。交通ルールとマナーを守り安全にご利用しましょう。

※車体の大きさおよび構造の基準と、道路運送車両法上の保安基準に適合していることが必要です。詳細は、警視庁ホームページをご覧ください。

改正道路交通法(令和5年7/1施行)
電動キックボードの車両区分、主なルール

	車両区分(道路交通法上の位置付け)		
	一般原動機付自転車※1	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車
運転免許	必要	不要 (ただし、16歳未満の運転は禁止)	不要
速度制限	法定速度30km/h	最高速度20km/h以下※2	最高速度6km/h以下※2
最高速度表示灯	不要	最高速度表示灯 緑色「点滅」	最高速度表示灯 緑色「点滅」
走行場所※3	車道	車道	車道、路側帯、例外的に歩道も可※4
ヘルメット	必須	努力義務	努力義務
ナンバープレート	必須	必須	必須
自賠責保険	必須	必須	必須

※1 電動機の定格出力等により、車両区分が自動二輪等に該当する場合もあります。
 ※2 速度抑制装置で制御されていること
 ※3 走行ルールの詳細は、警視庁ホームページをご覧ください。
 ※4 自転車通行可の歩道(右の標識がある歩道)に限ります。



注意！車両区分を要確認
すべての電動キックボードが運転免許不要で運転できるようになるわけではありません。運転前にどの車両区分に該当するかきちんと確認しましょう。

飲酒運転の禁止
飲酒運転は悪質な犯罪です。お酒を飲んだときは、他の車両と同じく絶対に運転してはいけません。

ナンバープレートは必須
運転免許が不要な電動キックボードにおいても、ナンバープレートの装着が必要です。ナンバープレートを装着せずに公道を走行すると、法令違反になります。基準を満たしている車両は、特定小型原動機付自転車のナンバープレートが交付されます。

☎ 「交通ルールに関すること」地域交通課交通係
 ☎(3647)4784
 FAX(3647)9287

深川警察署交通課
 ☎(3641)0110

城東警察署交通課
 ☎(3699)0110

東京湾岸警察署交通課
 ☎(3570)0110

「ナンバープレートに関すること」課税課税務係
 ☎(3647)8093
 FAX(3647)4822

町会・自治会 に加入しましょう！

江東区には現在約280の町会・自治会があり、住民の皆さんにとって、身近で頼れる存在となっています。ぜひ、町会・自治会に加入して地域の活動に参加してみましょう。加入を希望する方は、区ホームページ(右記二次元コード)からお問い合わせください ☎ 地域振興課地域振興係 ☎3647-4962、FAX3647-8441



凡例 時日時 場所 集 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮縮切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール